

申請についての注意（記載要領）

○ 共同企業体入札参加資格審査申請書

- 1 申請は、代表者（会社）を先にして（出資割合の多い順に）連名で行うこと。
- 2 共同企業体の名称・事務所の所在地は、共同企業体協定書第2条、第3条に定めたものを記入すること。

○ 協定書 ----- 構成員数部を複写して使用すること。 協定書の頁ごとに割印を押すこと。

- 1 工事の名称（第1条関係） 空欄に工事の名称を記入すること。
第1条
(1) 大阪市発注に係る **〇〇〇〇〇工事**
(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。) の請負
- 2 共同企業体の名称（第2条関係）
共同企業体の名称は、代表者（会社）を先にしてできるだけ簡潔に記入すること。
(例) 構成員 □□建設㈱、△△建設㈱
名 称 □□・△△特定建設工事共同企業体
第2条 当共同企業体は、 **□□・△△特定建設工事共同企業体**
(以下「企業体」という。) と称する。
- 3 事務所の所在地（第3条関係）
共同企業体の事務所は、代表者（会社）の主たる営業所（支店登録の場合は支店等）に置くこと。

第3条 当企業体は、事務所を **大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号**
□□建設株式会社 大阪支店 内 に置く。

4 成立の時期（第4条関係）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後
3ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

協定書を交わした日を記入すること。
(公示日から申請日の間の日付)

5 構成員の住所及び名称（第5条関係）

各構成員の「主たる営業所の所在地」（単体で支店登録の場合でも、主たる営業所の所在地）及び「商号又は名称」を、代表者（会社）を先にして連記すること。

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
□□建設株式会社
大阪市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇号
△△建設株式会社

6 代表者の名称（第6条関係）

代表者（会社）の「商号又は名称」のみ記入すること。

第6条 当企業体は、 **□□建設株式会社** を代表者とする。

7 構成員の出資割合（第8条関係）（共同施工方式の場合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

□□建設株式会社 **〇〇%**
△△建設株式会社 **〇〇%**

8 分担工事額（第8条関係）（分担施工方式の場合）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇工事 **□□建設株式会社**
□□工事 **△△建設株式会社**

9 取引金融機関（第11条関係）

金融機関名及び支店名を記入すること。

第11条 当企業体の取引金融機関は、 **□□銀行 △△支店** とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

10 協定書の記名押印

□□建設株式会社 外〇社は、上記のとおり
□□・△△ 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成のうえ、各通に構成員が記名押印し、〇通は各自所持し、1通は大阪市へ提出するものとする。

令和 年 月 日 協定書を交わした日を記入すること。
(第4条関係で記載した日付と同一)

大阪市 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号
□□建設株式会社大阪支店
大阪支店長 〇〇〇〇

使用印

大阪市 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号
△△建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

使用印

11 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書（分担施工方式の場合）

大阪市発注に係る下記工事については、□□・△△ 特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

○○工事 □□建設株式会社 ○○円
□□工事 △△建設株式会社 ○○円

□□建設株式会社 外○社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成のうえ、各通に構成員が記名押印し、○通は各自所持し、1通は大阪市へ提出するものとする。

令和 年 月 日

○○特定建設工事共同企業体

代表者 □□建設株式会社
代表取締役 ○○○○



△△建設株式会社
代表取締役 ○○○○



○ その他

当該工事を受注した場合において、協定書に定めた下記の事項に変更が生じたときは、構成員連名での変更届を提出すること。（契約管財局契約部契約課工事契約グループまで問い合わせのこと）

- ① 特定建設工事共同企業体の名称（第2条関係）
- ② 事務所の所在地（第3条関係）
- ③ 取引金融機関（第11条関係）

また、各構成員において代表者・使用印鑑等に変更が生じた場合は、所定の様式により、それぞれ単体の変更届とし、すみやかに届け出ること。